

主要科目の特長（法学部法学科）

法学科のカリキュラムを構成する各科目群・分野の内容は次のとおりです。

(1) NGU 教養スタンダード科目

・キリスト教に関する科目

＜キリスト教＞に関する科目は、キリスト教主義大学である本学の核心です。必修科目の「キリスト教概説 1」「キリスト教概説 2」では、世界の文明に大きな役割を果たしたキリスト教を、人間、歴史、社会、生命などとの関わりにおいて考え、世界に通用するしっかりとした人間観・世界観を築く足がかりとします。

・自己理解と自己開発に関する科目

1 年生の必修科目である「基礎セミナー」では、少人数クラスで「大学で学ぶことの意義」について理解し、有意義な大学生活を送る足がかりを形成することを目的としています。さらに、大学での学びを促進させるスキルの習得をめざして、授業を受ける技術、プレゼンテーションの技法、情報検索の方法など、2 年次以上のゼミナール活動の基本となるスキルについて学ぶことを目標としています。また、「キャリアデザイン 1a～2b」などの科目を配置して、「将来なりたい自分とは何か」についてしっかりしたイメージを養うとともに、職業を考え将来のキャリアを設計するための足がかりとします。

・情報に関する科目

高度情報化社会の要請に応えるため、数理・データサイエンス・AI 教育の充実は、本学の情報教育の特色です。1 年次の「情報処理リテラシー（必修科目）」では、全学生に配付したノートパソコンを使って情報処理の基礎知識と基本スキルを学修します。また、「データサイエンスリテラシー」「データサイエンス概論」「AI 概論」「情報処理論」などでは、数理・データサイエンス・AI の基礎知識と様々な応用法、並びに近年のデータサイエンス分野の動向などを学修します。

・言語とコミュニケーションに関する科目

外国語については、「英語」を必修として学ぶほか、「ドイツ語」、「フランス語」、「スペイン語」、「中国語」、「韓国語」を学ぶことができます（学部によっては履修できない外国語もあります）。また、「日本語表現」を必修として学び、日本語表現法関連科目を学修することができます。

・社会的教養に関する科目

自分で考える力を養い、深みのある人間性を身につけるためには、一般教養の修得が欠かせません。本学では、＜歴史・文化＞、＜社会＞、＜自然・人間・生命＞、＜地域＞の 4 区分の学修を通じて、適切な教養の修得を目指します。

(2) 専門科目

① 導入科目

1 年次春学期の「法学・憲法入門」、「民法入門」、「刑法入門」、1 年次秋学期の「政治学入門」のあわせて 4 科目を必修としています。

「法学・憲法入門」においては、法と道徳、法の種類、法の解釈、法の歴史、裁判制度など、法や法制度の特徴などの法学の基本に加えて、憲法の基本的原理、基本的人権の体系など憲法の基本理念と体系を学修します。

「民法入門」、「刑法入門」、「政治学入門」では、法学学修の主要分野である民事法・刑事法、および法学隣接科目としてその理解が重要となる政治学の基礎的部分を学修します。これによって、《専門科目》の履修とのスムーズな連携をはかり、《専門科目》の学修効果をより高めます。

② 公法科目

1 年次春学期の「法学・憲法入門」を踏まえて、1 年次秋学期に「憲法 1a」、2 年次春学期に「憲法 1b」をそれぞれ必修科目として配置します。それに続き、2 年次秋学期に「憲法 2」、3 年次春学期に「憲法特講」を開講し、憲法の基礎から発展的内容までを学修し、その理解を深めていきます。また、憲法の学修を踏まえて、行政特有の活動を規律する行政法の分野について、2 年次から 3 年次にかけて「行政法総論 1」、「行政法総論 2」、「行政救済法 1」、「行政救済法 2」、「地方自治法」、および「行政法特講」の 6 科目 12 単位を配置します。さらに、現代社会において国民の最大の関心事のひとつとなってきた税制について学修する「租税法」を 3 年次に開講します。

③ 民事法科目

民事法を統括する大原則を扱う「民法総則 1」および「民法総則 2」をそれぞれ 1 年次春学期および 1 年次秋学期に置き、必修科目とします。それに続いて 2 年次春学期には、「物権法」および「債権法総論 1」を、2 年次秋学期には、「担保法」および「債権法総論 2」を配置します。3 年次春学期には、契約法を扱う「債権法各論 1」を、3 年次秋学期には、事務管理、不当利得、不法行為などを扱う「債権法各論 2」をそれぞれ配置します。これら財産法のうち、「物権法」、および「債権法総論 1」を必修科目とします。また、私たちにとって身近な問題である家族に関する法を扱う「親族法」、「相続法」を配置します。さらに、民事手続法として、3 年次に「民事訴訟法」および「民事執行・保全法」などを置いています。また、民法の発展的内容を学修するための「民法特講」を 3 年次春学期に置いています。

④ 商事法科目

商事法の総則的、かつ基本的な考え方を扱う「商法総則・商行為法」を 2 年次春学期に開き、商行為の体系的理解をはかります。また、会社法制の基礎、会社の設立、株式などを扱う「会社法 1」を 2 年次秋学期に配置し、会社の機関、資金調達、組織再編などを扱う「会社法 2」を 3 年次春学期に配置します。さらに、2 年次秋学期に「手形法・小切手法」、3 年次春学期に「金融商

品取引法」、3年次秋学期に「保険法」を置いています。

⑤ 刑事法科目

1年次春学期の「刑法入門」を踏まえて、犯罪と刑罰の関係を一般的、かつ理論的に学ぶ「刑法総論1」および「刑法総論2」をそれぞれ1年次秋学期および2年次春学期に配置し、必修科目としています。続いて、刑法総論の学修を踏まえて、殺人罪や窃盗罪といった個々の犯罪の成立要件について具体的に学修する「刑法各論1」および「刑法各論2」をそれぞれ2年次秋学期および3年次春学期に置いています。また、刑法の発展的内容を学修するための「刑法特講」を3年次秋学期に開講します。次に3年次春学期に刑事訴訟法の基礎的な知識、手続の流れおよび捜査・公訴提起などを学修する「刑事訴訟法1」を、3年次秋学期に刑事訴訟法1の学修を踏まえた「刑事訴訟法2」を開講し、刑法を実現するための訴訟手続について体系的に学修します。さらには、3年次秋学期に「刑事政策」を開講します。

⑥ 現代・社会法科目

2年次の「現代法学特論」では、現代的な法課題への関心を高めて3年次以降の履修に繋がります。労働関係を規律する労働三法や労働契約法などを扱う「労働法1」および「労働法2」をそれぞれ3年次春学期および3年次秋学期に、独占禁止法などの法制度を扱う「経済法」を3年次に配置します。また、現代社会において、特に重要度を増している「知的財産法」を3年次春学期に開講し、引き続いて、国際化の度を強める現代社会に対応するため、「国際知的財産法」を3年次秋学期に開講します。なお、「環境法」、「消費者法」、「社会保障法」などについても、すべて3年次春学期以降に配置します。

⑦ 国際関係法科目

国際化が一段と進む現代社会において、国際感覚をもって地域の持続的発展に貢献できる人材の育成に貢献するため、〈国際関係法科目〉として以下の科目を展開します。

まず国際公法について、「国際法1」と「国際法2」を、それぞれ2年次春学期および2年次秋学期に開講します。その上で、国際連合などの国際機構について国際法の観点から学ぶ「国際機構法」を3年次春学期に配置します。次に国際私法について、「国際私法」、「国際取引法」を3年次に配置します。これにより、国際社会に生起する多様な事象の理解に不可欠な国際関係法の理解をはかります。

⑧ 基礎法科目

実定法理解の基礎となる視点を学ぶ「法律学特論」を2年次に配置し、基礎法学各科目への履修に繋がります。3年次には、「法哲学」、「法社会学」などを開講して、哲学的、社会学的などからのアプローチで法を見つめることで、より深い法の理解をはかります。

⑨ 政治学科目

近代社会において、法と政治は相互不可分の関係にあります。そこで、《政治学科目》について、「比較政治学」を2年次春学期に配置し、導入科目の「政治学入門」に続いて政治学の基礎的理解を深めます。その上で、2年次秋学期の「国際政治学」で国際政治の歴史、思想、および理論を総合的に学びます。また、国際政治の実践的応用論として「政治外交特講」を3年次春学期に配置します。さらに、政治学からの発展的な科目として、「行政学」を3年次春学期に配置します。

⑩ 関連科目

関連科目として、「経済学」と「経営学」を、2年次に配置し、その展開的な科目として、「金融論」、「財政学」、「会計学」、「社会保障論」を3年次に配置します。さらに、社会人として必要な企業・社会に関する知識・マナーを修得するため、「キャリア実務1」と「キャリア実務2」をそれぞれ3年次春学期および3年次秋学期に配置します。また、多様な価値観や文化を有する世界の市民と共生し、国際感覚をもって諸問題を解決できる人材の育成に貢献するべく、留学関係として、「国際理解1」～「国際理解8」を置き、留学プログラムでの学修を最大24単位まで認定します。

⑪ 演習科目

「演習科目」は、《NGU教養スタンダード科目》の「基礎セミナー」に続く1年次秋学期の「専門導入演習」から始まります。2年次春学期および2年次秋学期には、「専門基礎演習1」と「専門基礎演習2」をそれぞれ配置して、3年次には「専門演習1」を通年で、4年次には「専門演習2」を通年で開講し、少人数での専門教育を徹底します。なお、「専門導入演習」、「専門基礎演習1」、「専門基礎演習2」、「専門演習1」、「専門演習2」の5科目14単位をすべて必修科目とします。

(3) 演習科目

1) 演習科目の意義

演習科目は、少人数のゼミナール形式の科目です。法学科では、1年次春学期の《NGU教養スタンダード科目》の「基礎セミナー」を含め4年間必修の一貫したゼミナール教育をおこなっています。みなさんは学修のそれぞれの段階で、指導教員の指導のもと、自らの関心を広げ、課題を発見し、研究や討論を通じて問題を解決しながら、コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力など、自分の能力の向上に努めてください。また、4年間のゼミナール学修で、人格的な交流をとおして、多くの友人関係が育成されるとともに、指導教員との間のコミュニケーションも密接なものとなります。

2) 専門導入演習（1年次秋学期）

「基礎セミナー」で身につけた表現能力のいっそうの向上をはかりつつ、さまざまな社会現象について法的な視点から考察し、自分の意見を発表できるようになることをめざします。題材に

関してはできるかぎり学生が身近に感じることのできる具体的な問題を取り上げ、教員が指定した文献を講読して、レジュメを作成し、授業で発表・質疑応答をおこなっていきます。

3) 専門基礎演習 1 (2 年次春学期)

1 年次秋学期の「専門導入演習」で培った知識・能力を基礎として、基本的な法律問題や日常的にふれるニュースなどを題材とし、法的な考察や検討ができるようになることをめざします。

4) 専門基礎演習 2 (2 年次秋学期)

「専門基礎演習 1」と同一の指導教員のもとで授業を履修します。授業では、事例問題などについて、受講者が自ら判例集、学術論文などを用いて検討し、授業での発表・討論をおこなって、具体的事例に対する法的な評価をおこなうための基礎力を身につけることをめざします。

5) 専門演習 1 (3 年次通年)

《専門科目》の講義で学修した知識を確認した上で、現代社会にとっての課題が集約された事例などを取り上げて、それらを法的な観点から学修していきます。受講者の発表・討論を通じて問題発見能力・問題解決能力の涵養をはかりつつ、より高いレベルで論点を整理し、問題解決方法を提示する能力を身につけることをめざします。

6) 専門演習 2 (4 年次通年)

「専門演習 1」と同一の指導教員のもとで授業を履修します。受講者がこれまでに学修してきた特定の法律分野に関する知識・論点の中から自らテーマを設定した上で定期的な報告をおこない、これに対する教員や受講者との質疑応答・討論を通じて、報告の構成・形式・内容を含めてより完成度をあげていくことが求められます。

◎専門科目の一部をピックアップ

カリキュラムで身につく力

行政法総論1

レストランやコーヒーショップで安心して飲食ができるのは、衛生上問題のないお店だけが許可を受け営業しているからです。行政法は、このように健康や安全を守るために行政機関が活動する根拠となる法律を学ぶことができます。

主な身につく力



課題発見力



状況把握力



論理的思考力



課題解決力

債権法各論1

「買った物に欠陥があった」、「借りている家で水漏れがある」……。このようなトラブルを法律ではどう解決するのかなど、社会生活に欠かせない「契約」に関する法律のルールを学び、問題を法的に解決する能力を身につけます。

主な身につく力



課題発見力



論理的思考力



課題解決力



洞察力



探究心

金融商品取引法

金融商品取引法では、お金が必要な会社とお金を運用したい投資家を結ぶ市場を学びます。市場にはインサイダー取引などの悪質な取引を排除するルールなどがあり、ニュースで報道される事件を法的に理解できる力が身につきます。

主な身につく力



状況把握力



規律性



情報処理能力



洞察力



探究心

刑法総論1

刑法とは、「罪と罰」に関する法律です。例えば、市民の安全を守る警察官のように、犯罪と刑罰を取り扱うプロとして、実際の刑事事件を処理する上で必要な法律知識や判断力を身につけることが、この授業の目的です。

主な身につく力



課題発見力



情報処理能力



論理的思考力



課題解決力